

福島市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	1		200
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
「本市の警戒地域は表のとおりである」を 「本市は、表のとおり警戒地域に指定されている」に修正。			
	理由等 (検討経過)	文章・文言の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	2		200
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
「過去の火山による災害」を「過去の火山災害」に修正。			
	理由等 (検討経過)	文章・文言の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	3		200
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
「1893年(明治26年)5月19日、6月4日～8日」を「1893年(明治26年)6月7日」に修正。			
	理由等 (検討経過)	災害(死亡)があった月日を記載。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	4		201
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
福島地方气象台の業務について、 「1噴火警報の伝達・解説及び火山活動の情報収集に関すること。」に修正。 「2規制区域内への一時立ち入りでの技術的な支援・助言に関すること。」を追加。			
	理由等 (検討経過)	第1章に气象台が処理すべき業務全体の記述があるものと思うので、ここでは火山関連の業務を記述するもの。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	5		201 202
意見等		構成機関	県災害対策課、(公財)福島県観光物産交流協会
「(公財)福島県観光物産交流協会(浄土平レストハウス)」の記載を削除し、「浄土平ビジターセンター、浄土平天文台」に「浄土平レストハウス」を追記する。			
	理由等 (検討経過)	浄土平レストハウスの管理運営事業者が変更となったため。	

福島市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	6		202
意見等		構成機関	県災害対策課
特定地域に選定されている「微温湯温泉」「幕川温泉」「野地温泉」「鷲倉温泉」が、表に記載の観光協会に加盟しているか確認すること。加盟していない場合は、関係機関として追記することが望ましい。			
	理由等 (検討経過)	温泉客及び従業員の安全確保、避難誘導において関係する温泉施設であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	7		203
意見等		構成機関	県災害対策課
(1) 吾妻山の警戒配備設置基準において、「3 噴火警戒レベル2が気象庁から発表されたとき。」を削除。			
	理由等 (検討経過)	吾妻山で噴火警戒レベル2が発表された場合は、火山災害対策本部が設置されるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	8		203 204
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
「火山災害警戒配備に属する下図の課等については、～」を 「火山災害警戒配備に属する課等については、～」に修正			
	理由等 (検討経過)	「下図」が不明のため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	9		208
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
消防庁への伝達経路(矢印)を「気象庁」からではなく「仙台管区气象台」からに修正。 また、※1の「二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)」を「二重線は、噴火警報等発表時に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路」に修正。			
	理由等 (検討経過)	伝達経路については、実際の伝達系統に合わせるため。 ※1の文言について、表現の適正化のため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	10		208
意見等		構成機関	県災害対策課
噴火警報等の伝達系統図において、福島市からの伝達先に「避難促進施設、山小屋等」を追記することが望ましい。			
	理由等 (検討経過)	協議会策定の避難計画と整合を図るため。(特に福島市は、避難促進施設=浄土平3施設や吾妻小舎への連絡が必要となる。)	

福島市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	11		210
意見等		構成機関	県災害対策課、（公財）福島県観光物産交流協会
「県観光物産交流協会（浄土平レストハウス）」を削除し、「浄土平ビジターセンター、浄土平天文台」に「浄土平レストハウス」を追記する。			
	理由等 (検討経過)	浄土平レストハウスの管理運営事業者が変更となったため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	12		210
意見等		構成機関	県災害対策課
特定地域に選定されている「幕川温泉」「野地温泉」「鷲倉温泉」が、土湯温泉観光協会に加盟しているか確認すること。加盟していない場合は、関係機関として追記することが望ましい。			
	理由等 (検討経過)	温泉客又は従業員から異常現象等に係る通報等の可能性があるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	13		210
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
計画文について、「市においては、県、関係市町村及び関係機関と連携して災害の発生が予想される区域を把握し、吾妻山、安達太良山の各火山防災協議会が作成する火山災害予想区域図（ハザードマップ）に基づき、『火山防災マップ』を作成する。」等に修正。			
	理由等 (検討経過)	火山ハザードマップは火山防災協議会で、火山防災マップは市で作成されるものであるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	14		210
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
計画文について、「市においては、当該火山災害予想区域図（ハザードマップ）が新たなシミュレーション等により修正された場合、火山防災マップの修正を行う」等に修正。			
	理由等 (検討経過)	火山ハザードマップは火山防災協議会で、火山防災マップは市で修正されるものであるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	15		208～212
意見等		構成機関	県災害対策課
避難促進施設の名称・所在地に係る記載なし。指定している浄土平3施設について記載すること。資料編に記載がある場合は、その旨を計画本文にも記載すること。			
	理由等 (検討経過)	活火山法第6条第1項第5号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

福島市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
		213	第4章第3節第1-1 避難の勧告等 (2) 避難勧告、指示
16	意見等	構成機関	県災害対策課
		冒頭「市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、～」の部分について、「噴火警戒レベル2」に修正する。	
	理由等 (検討経過)	噴火警戒レベル2の時点で火口周辺規制となり、想定火口から1.5kmの範囲外へ登山者・観光客を避難させる必要があるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		213	第4章第3節第1-1 避難の勧告等 (3) 特定地域への避難情報
17	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
		「協議会が策定した「火山活動が活発化した場合の避難計画」選定した特定地域～」を「協議会が策定した「火山活動が活発化した場合の避難計画」で選定した特定地域～」に修正。	
	理由等 (検討経過)	新旧対照表では、「で」が記載されている。計画文の脱字修正。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		213 214	第4章第3節第1 避難対策
18	意見等	構成機関	県災害対策課
		火口周辺にいる登山者が緊急退避する場所及び避難方向について記載なし。協議会が策定した避難計画を参考に、吾妻山及び安達太良山の登山者の避難対応について記載を追加すること。	
	理由等 (検討経過)	活火山法第6条第1項第3号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		215	第4章第3節第2-1 (2) 救出の方法 第4章第3節第2-2 (2) 救出の方法
19	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
		計画文について、「救助、救出活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期して行う。」に修正してはいかかが。	
	理由等 (検討経過)	協議会との連携について記述を加えたもの。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		217	第4章第3節第6-1 噴石対策
20	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、山形地方气象台
		「風の影響を受けずに飛散する大きさの大きな噴石（直径50cm以上）の飛散距離は、最大4kmに限られる。」を「風の影響を受けずに飛散する大きさの噴石（概ね20cm～30cm以上）の飛散距離は、最大4kmに限られる。」に修正。	
	理由等 (検討経過)	気象庁における定義（大きな噴石）の変更による。	

福島市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
21	該当箇所	219	第4章第3節第8 自衛隊派遣要請
	意見等	構成機関	県災害対策課
		「(本部長(市長))は、～により自衛隊の派遣を要請するものとする。」を 「(本部長(市長))は、～により自衛隊の派遣を <u>県知事</u> に要請するものとする。」に 修正する。	
	理由等 (検討経過)	自衛隊派遣要請の手続きとして、市町村長の依頼を受けて県知事が要請するため。	